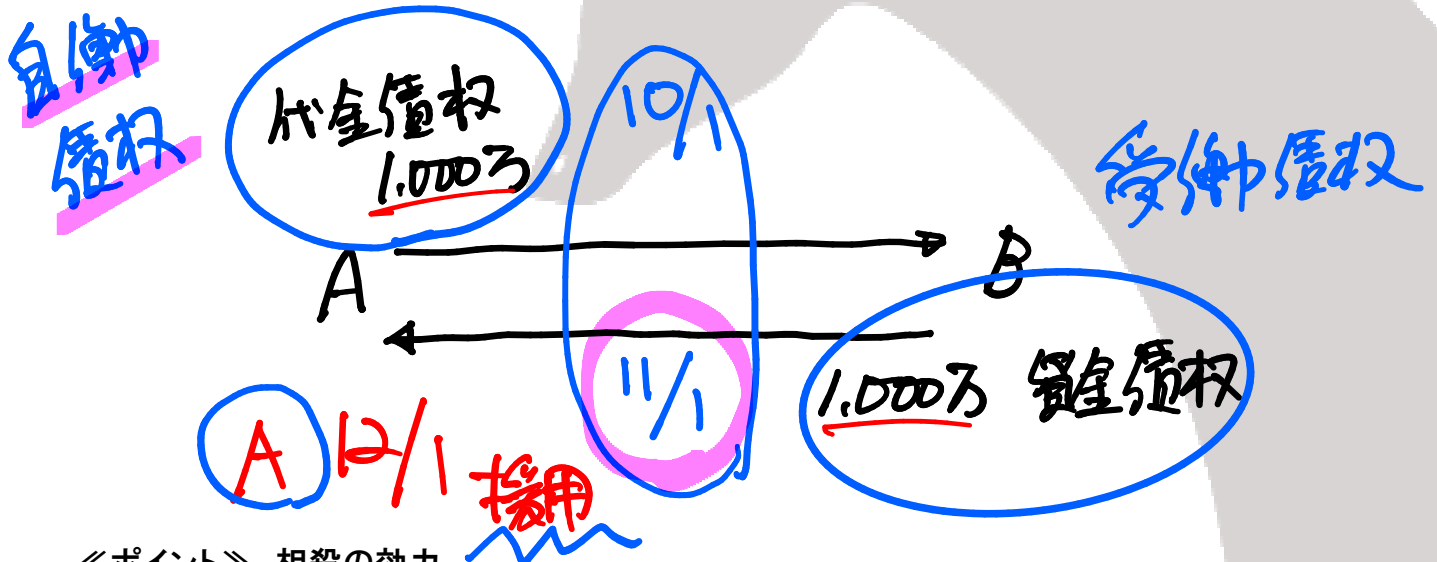


相殺の効果 S62-10-3 <<#315>>

【問】 正誤をつけよ。

AはBに対して土地を 1,000 万円で売却し、その代金債権を有している。一方、BはAに対して同じく 1,000 万円の貸金債権を有している。両者の債権が相殺適状になった後、AがBに対して相殺の意思表示をしたときは、その効力は相殺適状が生じた時に遡って発生する。



《ポイント》 相殺の効力

相殺の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのぼってその効力を生ずる。（民法 506 条 2 項参照）

【答え】 正しい